

平成22年7月以降におけるほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準一覧

(環境省資料より一部抜粋)

一律排水基準(単位:mg/l)

ほう素10(海域以外)230(海域) ふっ素8(海域以外)15(海域) 硝酸性窒素等100

暫定排水基準値を変更せず延長
 暫定排水基準値を強化して延長
 一律排水基準値へ移行

業種	制限等	日排水量 50m ³	ほう素及びその化合物 (mg/l)		ふっ素及びその化合物 (mg/l)		硝酸性窒素等*1 (mg/l)		
			H19.7.1~ H22.6.30	H22.7.1~ H25.6.30	H19.7.1~ H22.6.30	H22.7.1~ H25.6.30	H19.7.1~ H22.6.30	H22.7.1~ H25.6.30	
ほうろう鉄器製造業	*2	以上			15	15			
		未満	50	50	25	15(*4)			
うわ薬製造業	ほうろううわ薬を製造するもの*2	以上			15	15			
		未満	ほうろううわ薬を製造するもの	50	50	25	15(*4)		
			うわ薬かわらの製造に使用するうわ薬を製造するもの*2	150	150				
貴金属製造・再生業	*2		50	50			4000	3600	
電気めつき業	*2	以上			15	15			
		未満	50	50	50	50	500	400	
下水道業	温泉排水を利用するもので、一定の条件*3に該当するもの*2		50	50					
		モリブデン化合物又はジルコニウム化合物製造業から排出される水を受け入れているもの					250	170	
ほう酸製造業	*2		80	80					
金属鋳業	*2		150	150					
粘土かわら製造業	うわ薬かわらを製造するもの*2		150	150					
旅館業	温泉を利用するもの		500	500					
		昭和49年11月30日以前にゆう出した温泉*2	以上			15	15		
		昭和49年12月1日以後にゆう出した温泉	未満			50	50		
化学肥料製造業	*2				10	10			
非鉄金属製錬・精製業	貴金属製造・再生業を除く*2				11	一律			
イットリウム酸化物製造業							150	一律	
酸化コバルト製造業							400	220	
炭酸バリウム製造業							800	一律	
畜産農業							900	900	
黄鉛顔料製造業							900	一律	
すず化合物製造業							1800	一律	
ジルコニウム化合物製造業							1800	1000	
硝酸銀製造業							2000	一律	
モリブデン化合物製造業							2000	1800	
バナジウム化合物製造業							2000	1800	

*1 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

*2 海域以外の公共用水域に排水を排出するもの

*3 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\sum Ci \cdot Qi / Q$$

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci:当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する

水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(単位ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)

Qi:当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの

排出する水の通常量(単位1日につき立方メートル)

Q:当該下水道から排出される排水の通常量(単位1日につき立方メートル)

*4 海域に排出するものは一律排水基準(15mg/l)へ移行